登録手続き必要書類一覧表（兵庫県Ａ地域）

令和元年５月１日

種　　別		提　出　（提　示）　書　類							
法人	（１）はじめて登録するとき［手数料2,000円］	運転免許証 ※１	写真１枚又は画像電子データ ※２	登録申請書（第二号様式）	運転者証交付申請書（第九号様式）	雇用条件及び雇用契約証明書	講習修了証	合格証の写し又は運転経歴証明書（第三号様式）	住民票又は住民票記載事項証明書 ※４
	（２）運転免許を更新したとき［手数料1,000円］	（更新済）運転免許証 ※１	写真１枚又は画像電子データ ※２	運転者証 ※３	登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	―	―	住民票又は住民票記載事項証明書 **★<u>但し住所変更がある時のみ</u>** ※４
	（３）事業者を変わったとき［手数料1,000円］	運転免許証 ※１	写真１枚又は画像電子データ ※２	―	登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転者証交付申請書（第九号様式）	雇用条件及び雇用契約証明書	―	住民票又は住民票記載事項証明書 **★<u>但し住所変更がある時のみ</u>** ※４
		【　旧事業者から運転者証が返納されていることが必要　】							
	（４）運転免許の停止（４０日以上）および運転免許の失効により登録が消除され再び登録するとき［手数料2,000円］	運転免許証 ※１	写真１枚又は画像電子データ ※２	登録申請書（第二号様式）	運転者証交付申請書（第九号様式）	雇用条件及び雇用契約証明書	―	合格証の写し又は運転経歴証明書（第三号様式）	住民票又は住民票記載事項証明書 ※４
		【　（５）の手続きが終了していない場合は、登録できません　】							
	（５）運転免許の失効または停止処分を受けたとき　①全ての場合に必要	運転免許停止処分書（コピーで可）			登録事項変更等届出書（第四号様式）	―	運転免許の停止および失効で、届出が７日以上遅れている場合は、届出遅れの理由書		
	（５）運転免許の失効または停止処分を受けたとき　②失効および４０日以上の免停の場合	運転免許停止処分書（コピーで可）		運転者証	運転者証返納届	登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転免許の停止および失効で、運転者証の返納が７日以上遅れている場合は、返納遅れの理由書		
	（６）登録取消処分後に再び登録するとき［手数料2,000円］	運転免許証 ※１	写真１枚又は画像電子データ ※２	登録申請書（第二号様式）	運転者証交付申請書（第九号様式）	雇用条件及び雇用契約証明書	講習修了証	合格証の写し又は運転経歴証明書（第三号様式）	住民票又は住民票記載事項証明書 ※４
	（７）運転者証を紛失したとき［手数料1,000円］	運転免許証 ※１	写真１枚又は画像電子データ ※２	―	登録事項変更等届出書　（第四号様式）**<u>★但し住所変更等がある時のみ</u>**	運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	てん末書	―	住民票又は住民票記載事項証明書 **★<u>但し住所変更がある時のみ</u>** ※４
	（８）住所が変わったとき　※５（郵送でも可）	―			登録事項変更等届出書（第四号様式）	―			住民票又は住民票記載事項証明書 ※４
	（９）氏名が変わったとき［手数料1,000円］	運転免許証 ※１	写真１枚又は画像電子データ ※２	運転者証 ※３	登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	―	―	住民票又は住民票記載事項証明書 ※４
	(10)運転者証を破ったり汚したとき［手数料1,000円］	運転免許証 ※１	写真１枚又は画像電子データ ※２	（破れ・汚れ）運転者証 ※３	登録事項変更等届出書　（第四号様式）**<u>★但し住所変更等がある時のみ</u>**	運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	―	―	住民票又は住民票記載事項証明書 **★<u>但し住所変更がある時のみ</u>** ※４
	(11)運転免許の種類、番号または有効期限が変わったとき　有効期限が変わったとき［手数料1,000円］	（更新済）運転免許証 ※１	写真１枚又は画像電子データ ※２	運転者証 ※３	登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	―	―	住民票又は住民票記載事項証明書 **★<u>但し住所変更がある時のみ</u>** ※４
	(11)運転免許の種類、番号または有効期限が変わったとき　有効期限が変わらないとき	（更新済）運転免許証 ※１	―		登録事項変更等届出書（第四号様式）	―			住民票又は住民票記載事項証明書 **★<u>但し住所変更がある時のみ</u>** ※４

※１　運転免許証は原本の提示が必要。（コピーは不可）

※２　写真は、６カ月以内に撮影した５ｃｍ角以上、無帽・正面・無背景で顔の大きさが３ｃｍ以上（画面の６割以上）、裏面に撮影年月日および氏名を記入。

＊（証明写真の場合）　ビザ用（５×５ｃｍ）、大判（７×５ｃｍ）

＊（デジタルカメラ等で撮影の場合）　「写真用紙」を使用し、それに適した用紙設定・色合いで印刷されている事。（Ｌ版サイズでも可）

＊　画像電子データ（ＵＳＢでも可）

※３　旧運転者証と引換えで新運転者証をお渡ししますので、必ずご持参下さい。

※４　住民票（住民票記載事項証明書でも可）は、取得後６カ月以内のもの。（コピーは不可）

＊ 運転免許証の有効期限の更新又は事業者を変わった時等に合わせて住所変更の手続きをする場合、運転免許証の住所が変更されていても住民票が必要です。

※５　郵送（書留郵便）による手続きは、返納届、住所変更、消除申請に限られてましたが、他の手続きも郵送（書留郵便）による申請が可能になりました。

＊　上記必要書類以外に、宣言書・運転免許証の写し等の添付書類が必要です。

＊　返信用の郵送料(書留郵便)、振込手数料等は、事業者負担になります。

＊　**<u>郵送による手続きは、日数がかかります</u>**、期間には余裕をもってのお手続をお願いします。

６　各届出申請は、直ちに（７日以内）必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。**<u>遅れた場合には、理由書が必要になります</u>**。

７　再交付を受けた後、紛失した運転者証を発見した時は、直ちに返納して下さい。

（その他）　①各届出申請において、条件が整っていない場合、乗務員の方に一旦お帰りいただくことになりますので、充分に確認していただいた上で、手続きに来ていただきますようお願いします。
　また、ＦＡＸでの取扱いはできませんので、併せてお願い致します。

②<u>上記以外の手続き及びお問合わせ事項については</u>、登録実施機関 兵庫タクシーセンター（ＴＥＬ　０７８－３４１－６０３３）まで、ご連絡下さい。